# 【報告様式Ａ】

課題管理番号: 2X●●0109●●●j●●●●　作成／更新日:令和　年　月　日

**日本医療研究開発機構　　〇〇〇〇事業**

**事後評価報告書**

**公開**

**I 基本情報**

補助事業課題名： （日本語）

 　　　　 （英　語）

実施期間：令和/平成○年4月1日～令和○年3月31日(予定)

補助事業担当者　氏名：（日本語）

 　　 （英　語）

補助事業担当者　所属機関・部署・役職：

（日本語）

（英 語）

**II 補助事業の概要**

補助事業の成果およびその意義等

　　和文：2ページ以上

 英文：1ページ程度

*ここまでを総括報告としてAMEDのホームページに掲載*

 別紙

**公表資料（事後評価報告書）の作成にあたっての注意事項**

研究成果の公表により、特許権を取得できない、ノウハウとして秘匿すべき事項（例えば、製造条件の詳細）が第三者に知られる、研究開発において第三者に先を越されるといった事態が起こり得ます。特に、創薬研究については、化合物情報(有効成分)、生物活性情報と治療対象疾患の情報から第三者が容易に研究内容を把握できてしまうため、下記のように、化合物情報と生物活性情報（治療対象疾患）のいずれかを公表しないといった工夫をすることが必要です。公表資料に記載する事項については、各研究機関の知財担当者等と相談することをお勧めします。

例１．ある化合物の生物活性が新規である場合

×　課題名：ＡＢ１２（名称から化学構造式が明らか）のＹＺキナーゼ阻害活性

○　課題名：化合物ＸのＹＺキナーゼ阻害活性

→　公表資料においては、例えば、化合物情報の具体的な開示を避ける。

例２．標的（ＹＺキナーゼ）が抗がん剤のターゲットとして新規である場合

×　課題名：化合物Ｘを有効成分とするＹＺキナーゼ阻害剤－新規機序による抗がん剤の開発

○ 課題名：化合物Ｘを有効成分とする新規抗がん剤の開発

→　公表資料においては、ＹＺキナーゼが抗がん剤の新規ターゲットとなることは、できる限り開示しない。化合物Ｘの具体的な開示も避ける。